

まちづくりルール通信 第2号

皆様のお住まいの地域で策定される

R7年度
予定!

まちづくりルールを紹介します!

※ルールはまちづくりの方向性を定めるものであり、権利の制限はございません。

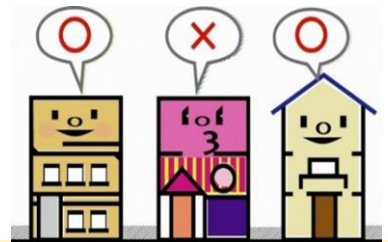
創刊号のおさらい

創刊号では北西側住宅区域における「まちの特徴」を紹介し、まちの良い点を維持し、課題を解決するため、地元より検討を要望されているまちづくりルールをご説明しました。

今回は、策定予定の具体的なまちづくりルールを紹介します!

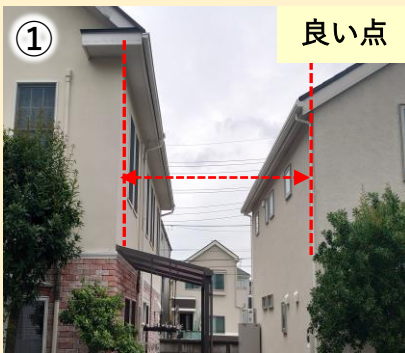
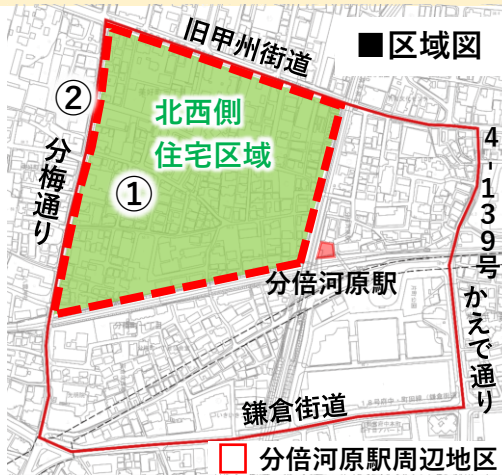
まちづくりルールとは

例



建物の色彩は、まちの景観に配慮した落ち着いたものとする

北西側住宅区域のまちの特徴 (一部抜粋)



良い点

日照や通風、プライバシー等が確保された適切な隣棟間隔



課題

倒壊の危険性があるブロック塀等

策定予定のまちづくりルールは次ページへ!

策定予定のまちづくりルールの内容について

まちづくりの目標

災害に配慮した動線の確保と、ゆとりのある居住環境の保全をめざします。

具体的なルールの内容

①建物の色彩等はまちの景観に配慮して、落ち着いたものとする

②地震時に倒壊のおそれがあるブロック塀はやめて、生け垣やフェンスにすること

③幅4m未満の狭い道路について、4mへの拡幅を進める

⑤適切に隣棟間隔を確保すること

④ゆとりある敷地規模を確保すること

ルール①によって…

派手な色彩の建物が建ちにくくなるため、まちの景観に配慮した、落ち着いた雰囲気住宅街が保全されます！

ルール②、③によって…

災害時等に安全な道路環境が確保されます！

ルール④、⑤によって…

採光や通風、プライバシーが確保され、良好な住環境が維持されるだけでなく、緑豊かなまち並みを保全することもできます！

ルールは、令和7年度の策定を目指し、上記の内容を中心に、**2月の地区計画等検討会**にて案を提示する予定です。
ぜひご参加いただき、ご意見をください！



府中市マスコットキャラクター
ふちまこま

【問合せ】

府中市まちづくり拠点整備推進本部 分倍河原駅周辺整備担当 担当：関、鷹野
〒183-0056 東京都府中市寿町1-5 府中駅北第2庁舎
電話：042-335-4371（直通） Mail: saikai01@city.fuchu.tokyo.jp